

<川越市>

✓✓✓✓

新井喜一元川越市議の名誉回復を賭けた闘い 立証証拠なき「川越市議セクハラ事件」ついに結審！

矛盾と疑惑に満ちたハラスメント被害者「職員女性X氏」の 軌跡を振り返る

2021年11月4日、さいたま地裁川越支部で元川越市議新井喜一氏が原告となり、現職川越市職員女性X氏を名誉毀損の不法行為で訴えた裁判がついに結審した。

事件は1通の不可解な通知書から始まった。

2018年9月12日付け通知書で、当時、川越市役所議会事務局に勤務していた職員女性X氏が、8期を務めるベテラン川越市議・新井喜一氏（同年10月議員辞職）に対して「度重なるパワハラ・セクハラ被害を受けていた」として謝罪と慰謝料100万円を要求した。通知書には回答期限を「9月末日」と明記していた。

ところが職員女性X氏は、わずか2日後の9月14日に代理人の吉廣慶子弁護士と坂下裕一弁護士を伴って、新井氏を实名告発する電撃的な記者会見を開いた。

メディアは一斉に新井氏のハラスメント疑惑を实名報道した。新井氏の信頼は一夜にして失墜した。同年4月の人事異動で、議会事務局に就いたばかりの同局内一の「ド新人」職員だった職員女性X氏が、**議会事務局が多忙を極める議会会期中**に多忙な先輩職員たちを気にもせず、弁護士を引き連れて記者会見を開き重鎮市議を实名で追及するとはあまりにも大胆だ。だが、職員女性X氏の目的が新井氏の失脚であったのなら話は別だ。

事実、「証拠がある」「訴える」と騒ぎ立て、新井氏の議員辞職後も新たな記者会見を開いた職員女性X氏は、その後、一向に新井氏を訴えることもなかった。

挙句、「太ももを触った」「手を握った」という身体的接触によるセクハラの実態を一切認めなかった「第三者委員会」の調査結果報告書に「ほっとした」「一定の評価ができる」などとマスコミにコメントしたのである。議会を混乱に陥れた記者会見まで強行したセクハラ被害者のセリフではない。

一方、社会的名誉の回復を決意した新井氏は 2019年4月11日 職員女性X氏を「名誉毀損損害賠償と債務不存在（100万円を払う義務はない）確認」で訴えた。

「訴える」「証拠がある」と吠えるばかりで、半年以上、提訴もしないままだった職員女性X氏は、新井氏に訴えられてから、齋藤憲次裁判長に「反訴はしないのか」と催促されてやっと反訴したのだ。記者会見までして自分の被害を訴えていた職員女性X氏は、まるで裁判を起こしたくなかったかのようだ。そんな職員女性X氏は新井氏からハラスメント被害を受けたことを証明する証拠をほとんど裁判所に提出しなかった。

その「不可解」に満ちた裁判がこの日（2021年11月4日）結審した。

事件の経緯を本紙が振り返る。

長い裁判の最後は「1分」で閉廷 判決は来年1月13日

11月4日午前11時。本紙記者には、もはや通い飽きたと言ってもバチは当たらないほど馴染みが深い、さいたま地方裁判所川越支部の1号法廷。

原告席には新井喜一氏と清水勉・出口かおり両弁護士、被告席には川越市役所職員女性X氏代理人・坂下弁護士と男性弁護士2人、裁判官席には齋藤憲次裁判長と左右陪席判事。傍聴席には原告・被告双方の応援傍聴人らという毎度の光景である。職員女性X氏はついに1度も被告席に座ることがなかった。

吉廣弁護士も2回、法廷に来ただけで、その後、姿を現わさなくなった。

ただいつもと違うのは、この日が2年半にわたる裁判の結審となった点だ。

口頭弁論は齋藤裁判長による、1分に満たない宣誓で幕を下ろした。

「主張・立証は以上ということによろしいですね。

それでは、以上で弁論を終結いたします。

判決は来年の1月13日、午後1時10分と決定します」

裁判の結審とは、最終準備書面の提出の確認で終わることが通常だが、初めて裁判の傍聴に訪れた本紙読者の青年は、「え？これだけですか？」と、鳩が豆鉄砲を食らった顔で、法廷から立ち去る裁判官と原告・被告両代理人らを見送っていた。

「誰も見たことがない」職員女性X氏自身言っているだけの「被害」

「判決に向けての最終準備書面をそれぞれ出しましたが、我々原告側が58ページ、被告側は28ページですから枚数だけならこちらの勝ちです(笑)」

閉廷後、新井氏支援者らの笑いを誘った清水弁護士だが、この裁判を締めくくる最終準備書面で多くの紙幅を割いた原告新井氏の主張は、本紙がこれまで報じて来た「被害者職員女性X氏」の矛盾に通底する内容だったようだ。

本稿では、清水・出口両弁護士による解説と、本紙の見解を比較する形で、この事件の疑惑を振り返ってみよう。まず、職員女性X氏による新井氏の実名告発記者会見で大騒ぎとなった川越市議会と市政だが、まるでこの事態を想定していたかのような迅速さで川越市議会小野澤康弘議長が「第三者委員会」を立ち上げた点、大学副学長1名・弁護士2名の3名からなる委員会の全員が川越市の呑囁事業者であった点を踏まえたうえで、清水弁護士は次のように述べた。

清水勉 弁護士

第三者委員会の調査結果を見ると、議会事務局の職員全員が事情聴取され、4月と5月の呑み会の席に参加した7人の議員からも話を聞いていますが、被告（職員女性X氏＝以下同）の言うハラスメント行為を見た、聞いたと言う人は一人もいませんでした。その場に女性の議員や職員がいたにもかかわらず、誰一人としていませんでした。

本紙から言えば、明らかに市の意思が介入していてもおかしくはないメンバーだけで組成された「第三者委員会」の調査でさえ、十数人の参加者がいた呑み会の席で、新井氏が職員女性X氏の太腿を触ったなどという「セクハラ被害」を見た者も、事後に聞いたという者も存在しなかったという調査報告結果が、この事件を語る上で最もシンプルな事実である。つまり、小野澤議長が選んだ「第三者委員会」メンバーらをしてさえ、被害者を名乗る職員女性X氏がマスコミを煽りに煽って躍らせたセクハラ被害は認めないという事実である。

荒っぽい言い方になるが、市と利益を一致させる委嘱事業者が、市政を監視する市議のハラスメント疑惑を調査する立場に置かれただけで「怪しい」と見るのが普通だ。

本来、市に好都合な結果、すなわち新井氏が職員女性X氏の身体を触るという悪質なセクハラに及んでいたとの調査結果を、なんとか見つけようとしたのが、この事件の「第三者委員会」ではなかったのか？ その「市の関係者」たる有識者らをして「認められなかった」と結論するしかなかったということである。

被告X氏の「証拠」は新井邸で隠し録音した音声データのみ

本紙は初めから、新井喜一氏の政治生命を抹殺したい悪意ある男性一派が、「職員女性X氏セクハラ被害でつち上げ劇場」の共演者として女性である吉廣弁護士を登場させたのだらうと読んでいたが、それよりも問題なのは通知書に「証拠もある」と書いて来た「証拠」とは何かである。職員女性X氏側が「ある」「ある」と強弁していた「証拠」は、職員女性X氏の被告本人質問で明らかになったが、同人が隠し録音した尾道のスナックでの二次会と新井氏邸での呑み会の音声データだけだったのである。

職員女性X氏が新井氏に謝罪させたいなら、さっさと聴かせて新井氏の発言を確認させ謝罪させればよかった。しかし、職員女性X氏は、マスコミ記者には約9分間、第三者委員会には約40分間の隠し録音を提供しただけで、新井氏には提供拒否。

尾道のスナックでの二次会の隠し録音が4時間程度、新井氏邸での隠し録音も4時間程度に及んでいたことからすると、職員女性X氏は、それぞれの呑み会の雰囲気全体を知らせないようにして新井氏の問題発言だけが目立つように細工したのだ。

ハラスメント被害者の味方を気取ったマスコミは、一斉に隠し録音の内容の断片を報道し、新井氏を断罪した。隠し録音を全く聴いていない新井氏は何も反論ができなかった。「隠し録音」をさらに「隠した」という駄洒落にもならない、低次元かつ卑怯な作戦だ。それがついに新井氏から訴えられたことで、音声データの提出を余儀なくされたのである（しかしその音声データには、明らかに編集で削除された痕跡がある）。

清水勉弁護士

新井さんが第三者委員会での聞き取りを受けたときには、こちら側は第三者委員会の聞き取りの際に初めて断片的に再生されたものが聞けただけでした。

裁判になり、やっと被告側から提出してもらい録音を聞いたり、反訳を読んで尾道のスナックでの二次会は、新井さんも被告も他の議員もみんな酔っ払っている状態で、その場のやりとりを覚えているはずがない状態だったことがはっきり判りました。

14日の呑み会は夕方6時から11時過ぎまで、かなり長時間やっていました。録音には新井さんの言葉はあるけれども、被告に言ったものではなく、テレビの画面に向かって言ったものであり、他の議員もテレビに向けて言ったにもかかわらず、被告は自分に言ったことにしようと、言葉をひっかけていることがよく判る部分がありました。

隠し録音をしている被告が、新井さんにハラスメント発言をさせようとする感じが判るものもありました。これでは、被告も吉廣弁護士も新井さんに隠し録音全体を聞かせたくないはずです。

職員女性X氏が伝家の宝刀のごとく「証拠だ、証拠だ」と主張した隠し録音は、新井氏邸での4時間の会話（そのうちの十数秒の該当部分）と、その4日前の尾道への行政視察旅行における打ち上げのスナックでのものだけである。

清水勉弁護士

5月10日の尾道のスナックでの二次会の場で、新井さんや他の議員を盛り上げている女性の声が聞こえるんですが、私は被告（職員女性X氏）の声を知らなかったもので、新井さん以外の議員にこの声の主が被告だと言われるまでは、ずっと店のホステスさんだとばかり思っていました。それほど上手に人あしらいをして盛り上げている内容だったのです。その4日後の呑み会が新井さんの家の呑み会です。

新井さんは被告を誘っていなかったもので、被告が突然、新井氏邸に現れたときには驚いたそうですが、ここで帰ってもらうのは失礼だと思ったし、4日前に一緒に呑んで大いに盛り上げてくれた人であることから、急遽、被告のための席も作ることになったのだそうです。第三者委員会は、5月10日の分は、音声聞き取れなかったので認定しないという言い方になっているんですよ。

私は、音声をちゃんと聞き取れていると思っているんですけど…、聞こえていたとすると、5月14日の方もアルコールを強要したというのは、認定しにくいと思います。

4日前に一次会、二次会で呑んで盛り上がっていた人が、4日後に私は呑めませんと言うのは……。4日前の被告の飲酒ぶりを見ていれば、誰でもお酒を勧めてしまう、

「今日は調子が悪いので…」と言っても、「少くくは呑めるだろ」と勧めてしまうんじゃないでしょうか。「日本酒がダメならワインにしないか？」ということは、自然なことでしょう。

5月10日と14日の音声を最初から聞くことができているら、私たは裁判をするまでもなく、被告に「これは酷いじゃないですか」と、はっきり言えていたという内容でした。

そういうことも最終書面で指摘しました。

裏取りもしないX氏弁護士 と 嘘にまみれたX氏の発言

職員女性X氏の被告本人質問は本紙記者も傍聴していた。

清水弁護士による職員女性X氏への反対尋問で、本紙記者が最も記憶している場面は「有給休暇はいつ取りましたか？」という清水弁護士の質問に対して、それまで淀みなく答えていた職員女性X氏が唯一長い時間沈黙した瞬間である。ここでの「有給休暇」とは、職員女性X氏が新井氏を実名告発する記者会見を開くために、議会事務局職員として上司に申請した有給休暇のことだ。しかも職員女性X氏は、休暇の理由を「新井市議を告発する記者会見を開くためです」などとは言っていない。

議会真つ最中に具体的な理由も言わずに、議会事務局で一番下っ端の新米職員X氏は有給休暇を申請し、上司もそれを批難することもなく認めている。もちろん、有給休暇取得の権利は一職員に保障されてはいるものの、X氏の行動は、あえて議会期間中に記者会見を実施することで、議会に出席する新井氏にダメージを与えることを狙ったとしかみえない。一方、清水弁護士は職員女性X氏が弁護士（吉廣慶子・坂下裕一両弁護士）に初めて相談した時期について違和感を覚えたようだ。

清水勉弁護士

前回の証人尋問の反訳した調書を手に入れて読みながら最終準備書面を書きましたが、被告は変な行動をとっています。

それは「代理人になっている二人の弁護士に初めて相談したのはいつですか？」という質問をしたときに、吉廣慶子弁護士については8月末頃、坂下裕一弁護士は9月に入ってからと答えたことです。記者会見は9月14日に開いています。

この時期は9月議会が始まっている時期（開会日は8月31日）なので、弁護士が議員や議会事務局の職員に聞き取りをしようと思っても、議会で忙しくなっているため聞き取りが出来る状況ではありません。

弁護士が同席して記者会見を開くようなハラスメント被害であれば、弁護士が裏取をするのが常識です。それが、この弁護士たちは全然やっていないんです。にも関わらず、新井さんにはセクハラがあったと断定した内容証明郵便を送りつけ、また記者会見でも言っています。弁護士という職業人としての責任感は、どこへ行ったのかと不思議で仕方がありません。

過剰な演出でボロをだした「市長アンケート調査」

清水勉 弁護士

被告が援護射撃として利用しようとしたのは、川合善明市長が市職員に対して行った「ハラスメントアンケート調査」[本紙既報 <2018年11月11日> リンク](#)です。

これも証拠の一部として被告側から出てきましたけれども、それを引用して新井さんが女性に対して「呑み会やろう」とか「本を読め」と言ったとか、そのようなものがいくつか出てきました。被告側は「だから執拗に何度もハラスメントをしていたんだ」と書面として書いているんですが、アンケートにはハラスメント被害を受けたとは書かれていないんです。

「行きたくなかったけど呼び出された」や「仕事でもないのに議員控室に行ったら、本を読まないかと言われた」などその類のものでした。

本紙が川越市議会関係者に取材を重ねた過程でよく理解できたことは、新井喜一氏の人間性である。いわば「昭和」の気さくな人柄が、仕事の人間関係を私的な部分にまで持ち込むことを敬遠する、現在の個人主義中心の若い市職員には「呼び出された」「仕事でもないのに本を読むよう言われた」と感じられるのかもしれない。

この点については清水弁護士も同感のようだ。

しかし、X氏側は、新井氏が市議を辞職した後になって、川合善明市長が肝入りで実施した市職員に対する「ハラスメントアンケート調査」を、本件裁判の証拠で出したことで、逆に馬脚を現した結果となったのである。

清水勉弁護士

新井さんは親切の押し付けみたいなどころがある人なので、見方によればちょっと迷惑だなどと思われるところがあるかもしれませんが、「ちょっと迷惑」というのが法的な意味で「不法行為」になるか、記者会見まで聞いて「この人はハラスメント議員だ」と言うほどの極悪非道なことをやっているのかというと、そうではないでしょう。

公表されていたアンケート結果には個々の回答内容が書かれていなかったため、被告はわざわざ、送付囑託（裁判の証拠として必要な文書を第三者が所持している場合に文書の所持者に対して、その文書を裁判所に送付＜提出＞するよう求めること）という手続きを使って、アンケートの回答のうち、市議会議員からハラスメントを受けたと書いたものだけを市から提出してもらって、それを証拠として提出しました。

それには個々の職員が、議員からどのようなハラスメントがあったか等が書かれており、被告（職員女性X氏）や被告の夫が書いたと思われるものもありましたが、他の職員が書いたものもあり、その一つに「被告からこのような話を聞いていました」という内容が長々と書かれたものがありました。

その内容は、被告が記者会見や法廷で言っていたことと違う内容や大袈裟に言っている内容でした。これから、被告が他人を信じ込ませるために大袈裟に話していることがわかりました。第三者委員会は、アンケート調査の結果から、全体的にみて「議会」には問題があると指摘はしていますが、同じアンケート調査の結果から新井さんについてのハラスメント認定は全くやっていないんです。

被告側は、アンケート調査でハラスメントを認定させようとしているので、私たちの最終準備書面では、そうさせないためにこの問題を指摘しました。

本紙記者がひっかかるのは、被告が記者会見した後に川合市長が実施したアンケート調査の結果を証拠として提出したことである。これは本紙の推測だが、「市長が実施したアンケート調査」の結果のなかに新井氏のハラスメント被害を訴える職員回答があることを坂下弁護士は知っていて、それを裁判官に見せることで、新井氏のハラスメントを信じ込ませることに利用しようとしたのではないか。職員女性X氏や坂下弁護士らの狙いがそうだとすれば、随分と司法をナメた話である。

「楽観はできません」とクールな出口弁護士

ただし、原告新井氏代理人として清水弁護士とコンビを組む出口かおり弁護士は、判決言い渡しまで楽観はしていないという。

出口かおり 弁護士

太ももを触った等のセクハラを認定していない第三者委員会の結論に基づけば、こちらが勝てるという訳でもないです。なぜなら新井さんの言動の一部をハラスメントと認めているからです。でもそれは、太ももを触ったという深刻なハラスメントではないです。

単に新井さんがお酒を注いでいる部分を見てアルコールハラスメントだと言っているとか、お酒を何時間も呑んで深く酔っ払っている状態で言っている話がハラスメントだと言われている部分だけです。では、ハラスメント＝民法上の不法行為かと言えば、必ずしもイコールではないと、どの裁判でも言われています。

被告（職員女性X氏）が、ハラスメントと記者会見で言ったことが名誉毀損かどうかについては、裁判所は被告本人が民法上の不法行為と思わなくても「ハラスメントだと思ったんだもん！」というところを、どのように見るかにかかってくると思います。

そういう意味では決して楽観はできません。でも、そこで言っているハラスメントは、酒の席で深く酔って、チラッと一言だけです。

本紙がここで思い出すのは、新井氏の本件裁判提訴記者会見での清水弁護士の「これは言葉狩りです」という言葉だ。いまでも市民に公開されないままの「第三者委員会」の調査結果報告書を見れば、被告職員女性X氏が「被害だ！」とズラリと並べて訴えたパワハラ・セクハラ被害は、そう見えるように意図的に言葉を切り抜いたものだ。中には新井氏がX氏の「スカートから覗いた膝を見ていた」などという、単に職員女性X氏の過剰な思い込みとしか言いようのないことまで「被害件数」にカウントしている。そして「19件のハラスメント被害」は作られ、なにも裏取りをしない吉廣弁護士と坂下弁護士が記者会見に同席し、マスコミは疑うことなく書き立てた。

失言問題で辞職する政治家がいるが、それは公の場での発言を国民が聞いた上での批判が高まったのことだ。新井氏の事件の場合、「第三者委員会」がセクハラだと認めた発言内容は一般に公開されていない。まさに「言葉狩り」だけで、ひとりの政治家が社会的に抹殺されたのである。

出口弁護士は、結審の日に集まった新井氏支援者に次のように結んだ。

出口 かおり 弁護士

被告（職員女性X氏）の請求（ハラスメント被害の損害賠償 330 万円を払え）が認められるには、被告の言い分と被告の夫の言い分を、他の裏付けがなくても、すべて信用できると言わないと導き出せない結論です。客観的な裏付けはありませんから。

新井さんと被告が2人きりの場面は、一回もないですから。

目撃者が他に多くいる場面であるのに、第三者委員会では目撃者が誰もいなかったというところを、ちゃんと裁判所には考えてほしいと思います。

予てから本紙は、この事件を「謀略」と主張している。

それは「隠されたことが多すぎる」という極めて単純な理由からだ。

裁判の終結に合わせて本紙が言及してきた事件の主な「不可解」ないし「疑惑」を、職員女性X氏の最終準備書面のごとく箇条書きにすれば以下のようになる。

1、なぜX氏は2018年4月の人事異動で、「上下水道局から畑違いの議会事務局」に異動したのか？

2、X氏が議会事務局に異動したと同時の4月から、それまでハラスメントの噂などひとつもなかった新井氏（第三者委員会調査報告にも記載されている）に、突然、ハラスメント行為の疑いが出て来たのはなぜか？

（ただしX氏が言っているだけの疑い）

3、なぜ異動から半年も経たない「新米」議会事務局職員X氏が、多忙な9月議会の真っ最中に理由も言わずに有給休暇を取り、8月末と9月に入ってから委任した弁護士2名を、そのわずか2週間後に引き連れて新井氏を「実名で告発する記者会見」をぶち上げられたのか？

4、なぜ同じ時期にX氏の夫である市職員男性が、唐突に「自治大学校」への研修という公務員のエリートコースに進んだのか？ この承認は川合善明市長による。

5, なぜ「第三者委員会」は市の委嘱事業者だけで固められ、調査結果報告書は「非公開のまま」なのか？

6, 当初、X氏代理人として全国放送の人気ワイドショーにも出演し、事件の「顔となっていた吉廣慶子弁護士」は、この裁判の途中からなぜ法廷に「姿」を現さなくなったのか？ むしろ訴えられてからこそが本領発揮のはずが。

7, なぜ川合善明市長は、事件勃発当時、まだ第三者委員会による調査結果も出ないうちから新井氏に対して、「残念です」などと「公式な市長ブログ」でコメントしたのか？



この他にも並べれば、市民から隠されたこの事件の「不可解」な事情はいくらでも挙げられる。しかし、本件裁判は「新井氏に謝罪と100万円の支払を求めてきた川越市役所職員女性X氏を被告とする、名誉毀損損害賠償と債務不存在（100万円を払う義務はない）確認の裁判」であり、「その背後」を白日の下に引きずり出す「お白洲裁き」ではない。

この裁判で原告、被告のどちらが勝っても負けても「その背後」には、どうでもいいことだろう。なぜなら、「その背後」らの目的は、新井氏を失脚させることだったのであり、その目的はすでに完遂されているのだから。

この事件は後年にわたって川越市政に暗い影を落とし続ける出来事である。齋藤憲次裁判長は年内に裁判官を定年退官し、来年1月13日の判決言い渡しは別の裁判官が代読することになる。本紙は、判決後もこの事件の「背後」について徹底的に追及する方針である。